

海洋生物多様性保全戦略専門家検討会の開催要綱(案)

1. 目的

海洋の生物多様性の保全を総合的に推進することを目的とした海洋生物多様性保全戦略の検討に必要な助言を得るため、「海洋生物多様性保全戦略専門家検討会」(以下「専門家検討会」という。)を設置する。

2. 検討事項

専門家検討会は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 海洋の生物多様性保全の基本的な考え方に関する事項
- (2) 海洋生物多様性に対する危機要因と対策の評価に関する事項
- (3) 海洋の生物多様性保全に向けた今後の課題に関する事項
- (4) その他、海洋生物多様性保全戦略を策定するために必要な事項

3. 構成

専門家検討会は、別紙に掲げる委員の他、オブザーバーとしての関係府省をもって構成する。

4. 運営

- (1) 専門家検討会に座長を置き、委員より選出する。
- (2) 座長は議事を進行する。
- (3) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- (4) 専門家検討会は、原則公開とする。

5. 事務局

専門家検討会の事務運営は、環境省自然環境局から業務を受託した者が行う。

海洋生物多様性保全戦略専門家検討会 名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属等
加々美 康彦	中部大学国際関係学部准教授
桜井 泰憲	北海道大学大学院水産科学研究院教授
白山 義久	京都大学教授 フィールド科学教育研究センター長
清野 聡子	九州大学大学院 工学研究院環境都市部門准教授
仲岡 雅裕	北海道大学 北方生物圏フィールド科学センター教授
中原 裕幸	社団法人海洋産業研究会 常務理事
牧野 光琢	独立行政法人水産総合研究センター 中央水産研究所研究員
松田 裕之	横浜国立大学大学院環境情報研究院教授
八木 信行	東京大学海洋アライアンス 総合海洋基盤プログラム学際海洋学ユニット 特任准教授

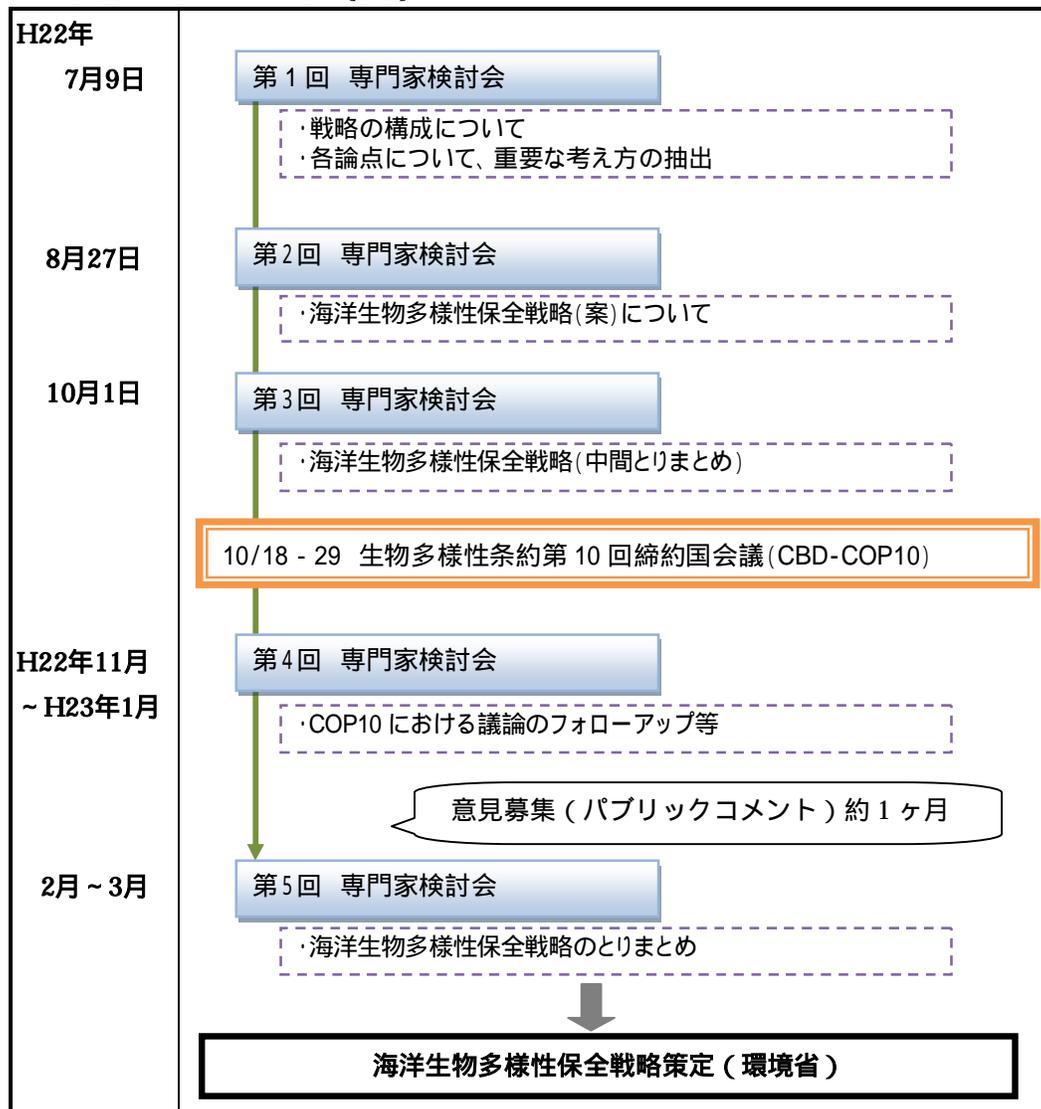
海洋生物多様性保全戦略策定の背景及び今後のスケジュール（案）

1. 背景

平成19年4月に成立した海洋基本法においては、科学的知見を踏まえつつ、順応的に海洋の生物多様性保全など海洋環境保全に係る措置を講ずることとされている。同法案の国会審議の際には、生物多様性条約その他の国際的議論の動向も踏まえ、必要な措置を講ずるべき事も指摘されたところ。

また、本年3月に閣議決定した「生物多様性国家戦略 2010」においては、海洋の生物多様性の保全を総合的に推進するための基本的な方針などをまとめた海洋生物多様性保全戦略を策定することを明記している。

2. 今後のスケジュール（案）



海洋生物多様性保全戦略 コンセプト・ペーパー（案）

．戦略の役割

「生物多様性国家戦略 2010」に基づき、海洋の生物多様性の保全を総合的に推進するため、保全にあたっての基本的な考え方と施策の方向性を示すもの。この際、持続可能な利用も含めて保全を考えることとする。

施策の方向性は、重要なポイントに絞って数項目示す。

海域の特性や人為的圧力の状況を踏まえて、どのような保全施策又は配慮を行う必要があるかを整理する。

特に海洋保護区については、日本型の海洋保護区の考え方とどのような制度が該当するのか等を整理する。

．戦略の構成案

1．はじめに（背景と目的）

2．海洋の機能と特徴

- (1) 海洋の機能と恩恵
- (2) 海洋環境と生態系の特徴

3．海洋生物多様性の現状と課題

- (1) 日本人と海洋生物多様性との関わり
- (2) 人間活動の海洋生物多様性に及ぼす影響
- (3) 海洋生物多様性保全に関する国際的動向

4．海洋生物多様性保全の基本的な考え方

- (1) 海洋生物多様性保全に向けた視点
- (2) 生物多様性上の重要な海域の考え方

5．海洋生物多様性保全のための施策の展開

- (1) 海洋生物多様性情報の充実
- (2) 海洋生物多様性への影響要因に対する対策
- (3) 海域の特性を踏まえた環境保全の推進
- (4) 海洋保護区の設定の推進

海洋生物多様性保全戦略 骨子案

1. はじめに

- 地球規模生物多様性概況第 3 版 (GB03)、ミレニアム生態系評価 (MA) や生態系と生物多様性の経済学 (TEEB)、生物多様性総合評価 (JBO) 等において、海洋の生物多様性の現状が悪化していることが指摘され、海洋の生物多様性保全に対する国内外の関心が高まっている。
- 海洋基本法・海洋基本計画には海洋の生物の多様性について明記された。
- 生物多様性基本法・生物多様性国家戦略 2010 において海洋生物多様性保全戦略の策定を記述。
- 海洋の生物多様性保全について、基本的な考え方と施策の方向性を示すものとして本戦略を策定。

2. 海洋の機能と特徴

(1) 海洋の機能と恩恵

- 海洋の機能として、水の貯蔵庫、炭素の貯蔵庫、熱の運搬、物質循環の担い手、気温の急激な変化の緩和、多様な生物の生息場があげられる。
- 人間にとっての海洋の恩恵として、食料獲得の場、交通の場、エネルギー・鉱物資源獲得の場、水資源獲得の場、レクリエーションや精神的安らぎの場などがある。

(2) 海洋環境と生態系の特徴

陸域と比べて違う点、保全にあたって何に留意すべきかに着目して記述。

- 生物種に関しては陸域に比べてわかっていないことが多い。進化の過程や食物連鎖の種間作用の違いから、種数は陸域より少ないとする説もある。しかし、高い階級の類群では、全 33 動物門のうち 32 は海域に生息しており、うち 15 は海域特有であるといわれており、陸よりも生きものの形態の変化が大きいといえる。
- 陸に比べて立体的に生物や生態系が分布している。
- 生物だけではなく生息場である水自体が移動しており、移動性が極めて高い。沿岸湧昇域や潮目では栄養塩類の富んだ海水が表層水と混ざって植物プランクトンの生産を促し、食物連鎖上位の生物も多く集まるが、海流の移動やエルニーニョなどの現象によって変動する。
- 海の 1 / 2 の面積は、大洋底と呼ばれる平坦な海底だが、日本周辺の海底は、高低差が激しく変化に富んでいる。

3 . 海洋生物多様性の現状と課題

(1) 日本人と海洋生物多様性との関わり

- 我が国は、歴史を通じて、物資輸送や食糧確保の場として積極的に海洋を利用してきた。現在でも、沿岸部に多くの人々が生活している。
- 漁業に関しては、地先を地域の漁業者が管理してきた歴史がある。

(2) 人間活動の海洋生物多様性に及ぼす影響

- 国土からの距離、地形に着目して影響の可能性を整理。(参考資料 1)
- 海洋全体に及ぼす影響としては、気候変動などの地球規模の環境問題もある。

(3) 海洋生物多様性保全に関する国際的動向

- 特に生物多様性の観点からの国際的な議論の経緯
- 汚染対策等の国際的枠組についても生物多様性の観点から言及。(海洋環境保全全般に関わる条約・協定等の国際的動向は、参考資料 2 (1))

4 . 海洋生物多様性保全の基本的な考え方

(1) 海洋生物多様性保全に向けた視点

- 生物多様性国家戦略 2010 の基本的視点 (科学的認識と予防的順応的態度、地域重視と広域的な認識、連携と協働、社会経済的な仕組みの考慮、統合的な考え方と長期的な視点) は海洋においても重要。
- 特に統合的な視点からの保全は重要。
包括的海洋の健全性 (Health of Total Ocean) について
生態系を統合的に保全する施策の展開
環境影響の原因を体系的に捉えた施策の展開、統合的沿岸域管理 (ICM)
国際的な協調と連携
沿岸域における陸域とのつながり

(2) 生物多様性上の重要な海域の考え方

生物多様性保全のために海洋のどのような生態系等に注目すべきかの整理。

- 特に沿岸・浅海域は陸域からのエコトーン (遷移帯) として複雑な生態系を形成しており、藻場、干潟、サンゴ礁などは多様な生物が生息する場所として、特に、産卵域や稚子の生息域 (ナーサリーエリア) として重要。
- 閉鎖性海域、大陸棚、海山、深海など (それぞれどのような特徴があるかの説明が必要) (参考資料 3)
- 水体では、潮目に多くのプランクトンが発生し、多くの魚類や海鳥の餌場となっているが、その場所は流動的。

5. 海洋生物多様性保全のための施策の展開

(1) 海洋生物多様性情報の充実

- 海洋全般の情報の一元化については、海洋基本計画に基づき関係省庁で協力。
- 海洋生物情報については、(独)海洋研究開発機構(JAMSTEC)が海洋生物の多様性や出現情報を扱う世界最大規模のデータベースである海洋生物地理情報システム(OBIS)の日本拠点としてデータベースの構築を進めている。
- 生物多様性の観点から特に海洋生物についての情報収集は強化が必要。
- 生物や生態系に関する情報は地域の自治体や研究機関等に分散しており、いかに集約するのかが課題。
- 生物多様性に関する科学及び政策の連携の強化を目的とする「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)」の創設が国際的に議論されているところ、将来的にはそのような枠組への貢献も考えていく必要がある。

(2) 海洋生物多様性への影響要因に対する対策

- 陸域・海上からの汚染、水産資源の捕獲、鉱物・土砂等の資源の採取、沿岸域の埋立、大気汚染や気候変動の問題等、現在の国内の制度・取組とあわせて整理。(海洋環境保全に関する国内の制度等は、参考資料2(2))
- それぞれの課題への対応の推進が重要。

(3) 海域の特性を踏まえた環境保全の推進

- それぞれの海域における特性と影響要因を踏まえた保全が必要。
- 閉鎖性が強く関係国の多い日本海及び東シナ海側と、急峻な地形と大洋へと広がる太平洋側は区別して考える必要がある。
- 沿岸域では、陸域を含めた統合的な管理、複数の影響要因の関連性への配慮が重要。
- 沖合では、直接的な影響要因では、漁業、資源開発、廃棄物投棄などがあり、それぞれの活動について適切な管理が重要。

(4) 海洋保護区の設定の推進

様々な保全施策のうち、特に海洋保護区に関しては、日本型の海洋保護区のか考え方どのような制度が該当するかを整理し、設定推進のあり方を記述。

- 生物多様性条約(CBD)等の動向を踏まえて海洋保護区のあり方を整理する必要がある。(参考資料4)
- 海洋保護区の設定は、CBD決定及びIUCNガイドラインを参考とする。
- これらの定義等を踏まえて考えられる海洋保護区のポイント
生物やその基盤となる生息・生育環境の保全を目的に区域を設定している。

管理・規制が生物及び生態系の保全に直接的に貢献している。

管理主体が明確で、管理に継続性がある。

➤ 海洋保護区ネットワークの形成のあり方について

*海洋保護区ネットワークとは、単独のMPAでは為しえない生態的目標をより効果的・統合的に達成できるMPAのグループであり、社会経済的利益のためのネットワークも含まれることとされている（IUCN, 2006）。

海洋保護区の適切な配置、管理の充実、情報の整備・共有等により海洋生態系の効果的な保全を図る。